

神戸市における里親等委託の状況

1. 里親等への委託状況

$$\text{里親等委託率 (\%)} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児+児童養護施設入所児+里親・ファミリーホーム委託児}}$$

<里親等委託児童数・里親委託率の推移> ※各年度末（3/31）時点 ※令和5年度は速報値

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
里親・FH委託児童数 (a)	60	63	62	62	58
乳児院入所児童数 (b)	53	59	46	55	48
児童養護施設入所児童数 (c)	366	368	373	364	365
合計(a+b+c)	479	490	481	481	471
里親等委託率(a÷(a+b+c))	12.5%	12.9%	12.9%	12.9%	12.3%
全国平均（里親等委託率）	21.5%	22.8%	23.5%	未公表	未公表

* (a) は市外の里親・ファミリーホームへの委託児童を含む

* (a) の内訳

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
里親	50	48	46	42	41
ファミリーホーム	10	15	16	20	17
合計	60	63	62	62	58

代替養育が
必要な児童数

<年代別里親等委託児童数の推移>

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
代替養育が 必要な 児童数	3歳未満	47	66	51	40	38
	3歳以上就学前	78	54	43	57	54
	学童期以降	354	370	387	384	379
	合計	479	490	481	481	471
里親等委託 児童数	3歳未満	7	6	5	4	5
	3歳以上就学前	16	13	11	8	6
	学童期以降	37	44	46	50	47
	合計	60	63	62	62	58
里親等 委託率	3歳未満	15%	9.1%	9.8%	10.0%	13.2%
	3歳以上就学前	20.5%	24.1%	25.6%	14.0%	11.1%
	学童期以降	10.5%	11.9%	11.9%	13.0%	12.4%
	合計	12.5%	12.9%	12.9%	12.9%	12.3%

<委託・解除件数の推移>

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年度当初の委託児童数		57	60	63	62	62
年度内の里親委託数		23	15	10	11	9
解除	養子縁組	7	3	3	1	4
	満年・自立	7	3	2	4	6
	家庭引き取り	3	6	2	2	0
	措置変更	3	0	4	4	3
	計	20	12	11	11	13
年度末の委託児童数		60	63	62	62	58

2. 里親登録の状況

<里親登録数の推移> ※各年度4月1日現在の世帯数・人数

	R 元年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
養育里親	128	239	146	274	156	289	169	313	169	313	174	322
(再掲)専門里親	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
養子縁組里親	(47)	(88)	(65)	(127)	(74)	(145)	(86)	(168)	(91)	(176)	(98)	(189)
親族里親	5	6	5	6	5	6	4	5	5	7	4	7
里親登録者数(※)	133	245	151	230	161	295	173	318	174	320	178	329

※里親登録者数は、養育里親と親族里親の登録者数の合計と一致

(専門里親は養育里親の登録者であること、また養子縁組里親登録者は養育里親としても登録していることによる。)

<神戸市の登録里親のうち児童を受託中の世帯数 (R6.3.31 現在) >

		養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	合計	
神戸市からの委託	里親	28	2	2	4	36 世帯	(a)
	ファミリーホーム	-	-	-	-	6 世帯	(b)
	合計						42 世帯
他の自治体からの委託	里親	3	0	0	0	3 世帯	(c)
	ファミリーホーム	-	-	-	-	1 世帯	(d)
	合計						4 世帯
受託中の世帯数の合計						45 世帯	(a)+(b)+(c)

※上記の他、市外の登録里親へ神戸市から合計4人の児童を委託中

3. 神戸市における取組状況

(1) 神戸市社会的養育推進計画（現行計画）による取組項目

- ①里親登録数の増加
- ②受託率を上げる取組
- ③こども家庭センター（児童相談所）における里親等委託の基本的な考え方の統一
- ④里親委託のアセスメント力の向上
- ⑤里親支援体制の強化
- ⑥ファミリーホームの推進

(2) 各項目の取組状況

①里親登録数の増加

- 里親登録者数は、令和元年度当初に、133世帯・245人であったところ、令和6年度当初には、178人・329世帯となり、いずれも約1.3倍に増加している。
- 市の取組として、令和5年度に、里親制度の正しい理解を広めるために、制度の案内リーフレットを作成したほか、広報紙や子育て応援サイトに里親のインタビュー記事等を掲載。また、10月の里親月間にあわせて市内のデジタルサイネージ、花時計ギャラリーを活用した広報を実施したほか、市職員を対象として事務処理用PCのロック画面を活用した制度の周知を実施。
- その他、里親制度の広報・啓発事業を（公社）家庭養護促進協会に委託しているほか、神戸市里親会や市内の里親支援機関においても独自の活動を実施。

②受託率を上げる取組

- 里親登録者数は一定増加している一方、委託児童数が増加していないため、受託率は下がっている（令和元年度39.7%→令和5年度32.6%）。
- 里親に対する研修の実施状況 ※[]内の団体へ委託
 - <法定研修>
 - ①里親登録のための基礎研修・登録前研修及び実習[(公社)家庭養護促進協会]
 - ②里親更新研修[(公社)家庭養護促進協会]
 - <法定研修以外>
 - ③未委託里親のトレーニング事業[(社福)神戸真生塾]
 - ④その他の講座・研修[(公社)家庭養護促進協会]
 - ・養子を育てたい人のための講座、真実告知研修
 - ・里親の養育経験を聞く会 など

③こども家庭センター（児童相談所）における里親等委託の基本的な考え方の統一

- こども家庭センター（児童相談所）において、職員研修を実施して里親委託の基本的な考え方等について理解を深めるとともに、所内で意見交換を実施する等により里親委託の課題についての認識を共有する等の取組を実施。
- 施設に入所中の児童についても、すぐに家庭復帰することが難しい場合は、施設の里親支援専門相談員等とも連携しながら、里親等への委託を進めている。

④里親委託のアセスメント力の向上

- 里親のアセスメントとマッチングについては、こども家庭センターの里親養育支援児童福祉司等が里親登録時の訪問調査や登録後の面談等によって里親の状況を把握し、委託を必要とする子どもの状況にあわせて里親候補を選定し、その後の交流経過等を踏まえて、委託の可否を決定している。
- 里親候補の選定や委託の決定にあたっては、未委託里親トレーニング事業によるアセスメント結果や里親支援機関の意見も参考としている。

⑤里親支援体制の強化

- 里親支援機関として、次の21団体を指定している（令和6年4月現在※P5参照）。
 - ・里親支援専門相談員を配置している乳児院（3施設）・児童養護施設（13施設）
 - ・児童家庭支援センター（4施設）
 - ・（公社）家庭養護促進協会
- 里親世帯へ子どもを委託する際には、当該世帯を支援する機関を指定し、委託中はその支援機関による里親世帯への定期的な訪問や個別の相談支援を実施。
- 里親支援機関連絡会（実務者会）を毎月1回開催し、支援中の里親世帯の情報共有や支援内容に関する意見交換等を実施している。
- 市内の里親支援機関が連携して、里親制度の広報啓発や委託中の里親への支援活動（里親サロンの開催等）を行っている。

⑥ファミリーホームの推進

- 市内に6ヶ所のファミリーホームを設置
令和5年度末の委託児童数：合計17人

<市内のファミリーホーム設置状況>

開設時期	ファミリーホーム名称	設置区
平成25年5月	ワズハウス	垂水区
平成28年4月	野口ホーム	垂水区
	なかのこの里	北区
令和元年11月	エニシバホーム	垂水区
令和3年4月	椎野さん家（しいのさんち）	東灘区
令和5年1月	和我家（わがや）	長田区

<神戸市の里親支援機関> (A型：フォスティング事業を委託している機関 B型：それ以外)

施設種別	施設名	運営法人	所在区	指定始期	区分
乳児院	御影乳児院	(社福) 信愛学園	東灘区	H29年5月	B型
	真生乳児院	(社福) 神戸真生塾	中央区	H29年5月	B型
	神戸少年の町乳児院	(社福) 神戸少年の町	垂水区	H29年5月	B型
児童養護施設	信愛学園	(社福) 信愛学園	東灘区	R5年4月	B型
	神愛子供ホーム	(社福) 神愛子供ホーム	東灘区	H29年10月	B型
	双葉学園	(社福) 神戸協和会	灘区	H31年4月	B型
	愛神愛隣舎	(社福) 愛神愛隣舎	灘区	H29年10月	B型
	同朋学園	(社福) 同朋福祉会	灘区	R4年2月	B型
	神戸真生塾	(社福) 神戸真生塾	中央区	H29年10月	B型
	夢野こどもホーム	(社福) 神戸光有会	兵庫区	R5年4月	B型
	神戸実業学院	(社福) 基督教日本救霊隊神戸実業学院	兵庫区	H29年10月	B型
	愛信学園	(社福) 共生会	兵庫区	R3年4月	B型
	天王谷学園	(社福) 天王谷学園	北区	H30年4月	B型
	グイン・ホーム	(社福) 白百合学園	北区	H29年10月	B型
	長田こどもホーム	(社福) 明星寮	長田区	R3年4月	B型
	神戸少年の町	(社福) 神戸少年の町	垂水区	H31年4月	B型
	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター はれるや御影	(社福) 神愛子供ホーム	東灘区	R6年1月
神戸真生塾子ども 家庭支援センター		(社福) 神戸真生塾	中央区	H30年4月	A型
児童家庭支援 センターしらゆり		(社福) 白百合学園	北区	H28年4月	B型
児童家庭支援センター おるおるステーション		(社福) 基督教日本救霊隊神戸実業学院	兵庫区	R2年3月	B型
その他	(公社) 家庭養護促進協会		中央区	H29年5月	A型

神戸市社会的養育推進計画における
「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」に関する検討事項

※現行計画にかかる取組状況・資源の整備状況については第1回検討会「資料5」参照

1. 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

<里親委託率の目標値と現状>

* 神戸市社会的養育推進計画

	国の目標	神戸市(*)の目標	現状
乳幼児	(R8 年度末) 3 歳未満児：75%以上 就学前：75%以上	(R11 年度末) 58.3%	(R5 年度末) 3 歳未満児：13.2% 3 歳以上就学前：11.1%
学童期以降	(R11 年度末) 50%以上	(R11 年度末) 30.9%	(R5 年度末) 12.4%

<神戸市における代替養育を必要とするこども数の推計>

	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
3 歳未満	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人
3 歳以上就学前	49 人	46 人	45 人	43 人	43 人
学童期以降	379 人	377 人	372 人	367 人	360 人
合計	467 人	462 人	456 人	449 人	442 人

<上記の推計に基づく里親委託児童数の試算>

	里親 委託率	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
3 歳未満	30%	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	50%	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	70%	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	100%	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人
3 歳以上 就学前	30%	15 人	14 人	14 人	13 人	13 人
	50%	25 人	23 人	23 人	22 人	22 人
	70%	36 人	35 人	34 人	33 人	33 人
	100%	49 人	46 人	45 人	43 人	43 人
学童期 以降	30%	114 人	114 人	112 人	111 人	108 人
	50%	190 人	189 人	186 人	184 人	180 人
	100%	379 人	377 人	372 人	367 人	360 人

※参考：年代別里親等委託児童数の推移

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
代替養育 が必要な 児童数	3歳未満	47	66	51	40	38
	3歳以上就学前	78	54	43	57	54
	学童期以降	354	370	387	384	379
	合計	479	490	481	481	471
里親等委 託児童数	3歳未満	7	6	5	4	5
	3歳以上就学前	16	13	11	8	6
	学童期以降	37	44	46	50	47
	合計	60	63	62	62	58
里親等 委託率	3歳未満	15%	9.1%	9.8%	10.0%	13.2%
	3歳以上就学前	20.5%	24.1%	25.6%	14.0%	11.1%
	学童期以降	10.5%	11.9%	11.9%	13.0%	12.4%
	合計	12.5%	12.9%	12.9%	12.9%	12.3%

2. 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

<神戸市における里親支援機関の設置状況（R6.4.1 現在）>

施設・団体種別	設置数	備考
乳児院	3ヶ所	
児童養護施設	13ヶ所	
児童家庭支援センター	4ヶ所	うち1ヶ所に未委託里親トレーニング事業を委託
その他（公益社団法人）	1ヶ所	里親開拓促進事業を委託
合計	21ヶ所	

<里親支援専門相談員の業務の見直し（R6.4.8 こども家庭庁局長通知）>

【見直し前の業務】

- ①里親の新規開拓
- ②里親候補者の週末里親等の調整
- ③里親への研修
- ④里親委託の推進
- ⑤里親家庭への訪問及び電話相談
- ⑥レスパイト・ケアの調整
- ⑦里親サロンの運営
- ⑧里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- ⑨アフターケアとしての相談

【見直し後の業務】「(1)(2)」、「(3)(4)」、「(2)(4)(5)(6)」のいずれかの組み合わせを選択して実施

<p>(1)所属施設の在籍児童の 里親等委託の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託可能な在籍児童及び里親等の把握 ・ 委託可能な里親等の養育能力のアセスメント ・ 里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり ・ 在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。） ・ 週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（乳児院においては、必要に応じて実施することとし、児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。） ・ 在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。） ・ 在籍児童と里親等との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流
<p>(2)所属施設に在籍していた児童が 委託されている里親への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援 ・ 電話や通所による相談支援 ・ 所属施設でのレスパイト・ケアの受入 ・ 所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整 ・ 里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言
<p>(3)所属施設に在籍していた児童<u>以外</u>の 里親等委託の推進</p>	<p>※下記事項以外は（1）と同じ 「一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント」を含み、「委託可能な在籍児童及び里親等の把握」は除く。</p>
<p>(4) 所属施設に在籍していた児童<u>以外</u>の児童 が委託されている里親への支援</p>	<p>※(2)と同じ</p>
<p>(5)里親等を対象とした研修やトレーニング等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学による講義、研修等 ・ 施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング ・ 所属施設での実習の受入 ・ フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催 ・ 地域で開催されるイベント等への支援
<p>(6)里親等への委託後又は委託解除後の児童 の自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援 ・ 里親等が自立支援を行う際の助言やサポート ・ 委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施 ・ 里親等への委託後の児童等の実親との面接など、里親等と協力した家庭復帰支援

<児童家庭支援センターの事業内容（児童家庭支援センター設置運営要綱より）>

(1)地域・家庭からの相談に応ずる事業	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
(2)市町村の求めに応ずる事業	市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
(3)都道府県又は児童相談所からの受託による指導	児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童（18歳到達後も継続的な指導措置が必要な者を含む。）及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。
(4)里親等への支援	里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。
(5)関係機関等との連携・連絡調整	児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う

<里親支援センターの業務（里親支援センター設置運営要綱より）>

以下に定める業務を全て実施

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務	里親制度等の普及促進を、里親になろうとする者の開拓
(2) 里親等研修・トレーニング業務	① 基礎研修、登録前研修及び更新研修 ② 未委託里親等に対する研修・トレーニング ③ その他、里親等並びに里親になろうとする者に対する研修・トレーニングに資する業務
(3) 里親等委託推進業務	① 里親等とのマッチング ② 自立支援計画への助言等 ③ 里親委託等推進委員会の開催又は参画
(4) 里親等養育支援業務	① 里親等への情報提供・訪問支援 ② レスパイト・ケアの調整 ③ 里親等による相互交流 ④ 里親等による援助活動 ⑤ その他、利用者に対する養育支援に資する業務
(5) 里親等委託児童自立支援業務	① 委託解除前からの自立に向けた相談支援等 ② 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等 ③ その他、自立支援に資する業務

乳幼児

里親委託率の目標検討のための試算

1. 令和 5 年度実績

里親等委託している乳幼児数（年度末時点）	11 人
乳児院・児童養護施設に入所している乳幼児数（年度末時点）	81 人
合計	92 人
里親委託率	約 12.0%

新たに里親委託した乳幼児数	5 人…(ア)	
新たに乳児院・児童養護施設に入所した乳幼児数	43 人	乳児院 24 人、児童養護施設 19 人 (うち 5 人は乳児院からの措置変更)
合計	48 人	

里親委託解除数／のべ委託件数	13 人/71 人	解除率を 18.3%⇒20%と仮定
----------------	-----------	-------------------

2. 検討のための試算（乳幼児） ※令和 5 年度実績を基準値とした試算

A. 新たに里親委託する乳幼児数（上記 1 の(ア)に該当）を、毎年 5 人ずつ増やしていく場合

	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
(a)前年度末の里親委託数	11	17	26	36	48
(b)就学年齢到達見込み数 (a×1/6)	2	3	4	6	8
(c)新たに里親委託した人数 (5 人ずつ増加)	10	15	20	25	30
(d)里親委託を解除した人数 ((a)*0.2)	2	3	5	7	10
(e)年度末の里親委託人数 (a-b+c-d)	17	26	36	48	60
(f)年度末の施設（*）入所人数 (g-e)	75	58	49	42	36
(g) 合計 ※令和 5 年度実績で固定	92	92	92	92	92
里親委託率	18.5%	28.3%	39.1%	52.2%	65.2%

B. 新たに里親委託する乳幼児数（上記 1 の(ア)に該当）を、毎年 6 人ずつ増やしていく場合

	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
(a)前年度末の里親委託数	11	18	28	41	55
(b)就学年齢到達見込み数 (a×1/6)	2	3	5	7	9
(c)新たに里親委託した人数 (6 人ずつ増加)	11	17	23	29	35
(d)里親委託を解除した人数 ((a)*0.2)	2	4	6	8	11
(e)年度末の里親委託人数 (a-b+c-d)	18	28	41	55	70
(f)年度末の施設（*）入所人数 (g-e)	74	58	49	42	36
(g) 合計 ※令和 5 年度実績で固定	92	92	92	92	92
里親委託率	19.6%	30.4%	44.6%	59.8%	76.1%

学童期以降

1. 令和5年度実績

里親等委託している児童数（学童期以降）（年度末時点）	47人
乳児院・児童養護施設に入所している児童数（学童期以降）（年度末時点）	332人
合計	379人
里親委託率	約12.4%

新たに里親委託した児童数（学童期以降）	4人…(イ)
新たに乳児院・児童養護施設に入所した児童数（学童期以降）	63人
合計	67人

里親委託解除数／のべ委託件数※学齢児も含む 13人/71人 ⇒解除率を18.3%⇒20%と仮定

2. 検討のための試算（学童期以降） ※令和5年度実績を基準値とした試算

C. 新たに里親委託する児童数（学童期以降）（上記1の(イ)に該当）を、毎年6人ずつ増やしていく場合

	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
(a)前年度末の里親委託数	47	50	59	73	92
(b)里親委託中児童の就学年齢到達人数	2	3	4	6	8
(c)新たに里親委託した人数(6人ずつ増加)	10	16	22	28	34
(d)里親委託を解除した人数 (c×0.2) *	9	10	12	15	18
(e)年度末の里親委託人数 (a+b+c-d)	50	59	73	92	116
(f)年度末の施設(*)入所人数 (g-e)	329	320	306	287	263
(g) 合計 ※令和5年度実績で固定	379	379	379	379	379
里親委託率	13.2%	15.6%	19.3%	24.3%	30.6%

* 成年到達による委託解除を含む

D. 新たに里親委託する児童数（学童期以降）（上記1の(イ)に該当）を、毎年12人ずつ増やしていく場合

	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
(a)前年度末の里親委託数	47	56	75	104	142
(b)里親委託中児童の就学年齢到達人数	2	3	4	6	8
(c)新たに里親委託した人数(12人ずつ増加)	16	28	40	52	64
(d)里親委託を解除した人数 (c×0.2) *	9	11	15	21	28
(e)年度末の里親委託人数 (a+b+c-d)	56	75	104	142	185
(f)年度末の施設(*)入所人数 (g-e)	323	304	275	237	194
(g) 合計 ※令和5年度実績で固定	379	379	379	379	379
里親委託率	14.2%	19.8%	27.4%	37.5%	48.8%

* 成年到達による委託解除を含む

「第1回神戸市における里親委託推進のための検討会」での主なご意見

○里親支援機関・里親支援専門相談員について

- ・神戸市には多くの里親支援機関があり、それが強みにもなるが、現状では各施設の取組内容に差があるように思う。
- ・各施設に配置されている里親支援専門相談員が行う支援についても、スーパーバイズの体制が十分ではなく、ソーシャルワークの質の向上が課題。
- ・里親に対する研修を複数の機関が実施しているため、児童相談所として個々の里親の状況が把握しにくいのではないか。

○里親の広報・リクルートについて

- ・一定の広報はしているが、その効果が見えにくい。実際に委託につながる里親のリクルートについて、プロモーションの手法などの工夫が必要ではないか。

○こども家庭センター（児童相談所）の体制について

- ・児童相談所での勤務経験の浅い職員が増えたこともあり、里親委託にかかる実親からの同意取得や里親委託後の支援のためのスキルが十分ではないように思う。
- ・里親のマッチングや委託後の支援には高い専門性が求められるため、担当する職員の計画的な育成が必要。

○未委託里親の課題について

- ・未委託となっている里親の意向や状況をあらためて確認して、今後実際に委託ができるかどうかを再アセスメントする必要があるのではないか。
- ・養子縁組が成立した後も里親登録を継続している未委託里親に一時保護委託等をお願いすることも考えられると思う。

○里親家庭に対する養育支援について

- ・里親同士がサポートしあえる仕組みとして、例えば各区単位での里親のネットワークづくりや、里親支援事業を一部の区でモデル実施すること等も検討してはどうか。
- ・里親による養育環境を充実させていくことが、結果として里親委託を進めることにつながっていくと思う。

○今後の取組について

- ・乳幼児の里親委託を積極的に進めていく必要がある。
- ・多くの課題があるが、優先順位をつけて戦略的に取り組むことが求められる。

第2回 神戸市における里親委託推進のための検討会

日時：令和6年7月23日（火）15：00～17：00

場所：三宮研修センター 9階 902号室

<議事>

(1) 第1回検討会での主な意見について

●事務局

資料2により説明

○座長

- ・資料2の項目に関連して、NPO法人として里親支援に取り組まれている委員より、取組内容についてご紹介いただきたい。

○委員

- ・神戸市には、里親支援を担う機関がたくさんあり、これらの機関が協働できるということが強みになると思っている。自分の運営するNPO法人の取組としても、地域の施設関係者や里親支援専門相談員、その他の里親に関わる様々な連携が結果につながっている。
- ・各里親支援専門相談員が属している組織が異なるので、里親支援専門相談員をどうまとめていくのか、誰がどうやってマネジメントしていくのかという点にポイントはあると思う。包括的な里親支援を一つの団体がやっていく場合、件数が増えるほどマンパワーの問題で質が落ちていくので、それ以上に質を上げる場合には他機関との連携が必要になるが、その際に誰がリーダーシップを取ってまとめていくのかということが非常に重要になると感じている。
- ・リクルートに関して、「里親制度を知ってもらうこと」を広報のゴールとするならば、民間が実施するには非常にコストがかかるため、行政機関である市がリーダーシップを発揮して、どんどん広報していく必要があると思う。
- ・福岡市の例でもあるが、区役所に「神戸市は養育里親を応援します」といった懸垂幕を一斉に下げるといった取組などをしてもらえれば、それによって里親制度に関心を持ってもらった人を実際の養育につなげていく、アクションを起こしてもらおうといったところは、里親支援のソーシャルワークの一環として効果的にやれると思う。
- ・また、広報の統一感も重要であり、イベントごとにイメージが変わったり、毎年イメージが変わったり、期間ごとにバラバラの内容を打ち出していくと、結局、見ている側からするとイメージが繋がらないし、どこに連絡していいのかよくわからない広告も、広報の目的が達成できないと思う。
- ・広報で最も強力なものは「口コミ」だと言われているが、「里親って大変だけどやりがいがあるよ」というような経験を、里親の皆さんに1ケースでも2ケースでも積んでもらう、身近な人がそういう経験をしている、という環境をつくる必要がある。過去何十年も里親制度を支えてきた「スーパー里親」の存在に頼り続けるのではなく、「この人が里親をしているのなら、私にもできそうだ」と思えるような支援が必要だと思う。

○座長

- ・1点目の里親支援機関・里親支援専門相談員のマネジメント体制やリーダーシ

ップについて、神戸市の状況はどうか、他の意見を伺いたい。

○委員

- ・里親支援専門相談員や里親支援機関の方々の話し合いなどにも参加させてもらっているが、それぞれの施設から出て来られるため、誰かがリーダーシップを取るということが難しく、一つの行事を決めるにも「こうします」という意見がお互いに言いにくいような感じはある。
- ・里親支援機関の集まりの中で、年度ごとに役割分担を決めておられるようだが、メンバーの中でも経験年数に差があったり、施設内の人事異動でメンバーが変わるということがあるため、リーダーシップやマネジメントを誰が担うかという点については、それぞれが遠慮されながらやっているため、難しいと感じている。

○委員

- ・マネジメントに一番大事なものは「何が一番大事か」という理念だと思う。多機関連携の場合はなおさら、それぞれのメンバーが異なる組織にいて、異なる考え方を持っているため、「何のために、どんな成果を出すために何を目指してやっていくのか、目指すべきゴールはなにか」という理念を神戸市として持つ必要があり、これを実現するためにそれぞれの機関がどう動くのかということが具体的なマネジメントにつながると思う。

○座長

- ・2点目の広報・リクルートについて、委員の意見にあったように費用がかかるということと、社会福祉という専門とは異なった知見が必要な領域になるのだと思う。まずは、里親制度を知ってもらうためのコストや努力、ロコミが広がるような環境が必要であり、その後に、具体の養育につなげていくソーシャルワークが必要という意見があったが、これについて他の意見を伺いたい。

○委員

- ・広報のあり方については課題だと思っている。一般の方にとっては、市の広報紙というものが一番安心できる情報源だと思うので、里親や里親会のことを定期的に掲載してもらうのが良いのではないかなと思う。
- ・また、制度についての連絡先について、こども家庭センター（児童相談所）が一番良いとは思いますが、敷居が高いと思われる人もいると思うので、特定の里親支援機関や里親会を窓口とするのも考えても良いと思う。

○座長

- ・里親制度の「入口」について、各関係機関が同じイメージ・統一感を持ってリクルート・広報していくという重要性もあるので、今後検討されていくことと思う。
- ・では、先ほどの続きで、資料2の3つ目と4つ目の項目についてお話いただきたい。

○委員

- ・体制としては、措置権者である児童相談所のリーダーシップが絶対だと思うし、里親支援機関が非常に多いという強みを生かすのであれば、神戸市が理念を掲げて、児童相談所がそのリーダーシップやタクトを取り、そこに各機関による協働体制をつくっていく形になると思う。
- ・未委託の里親家庭の課題について、未委託家庭の分析をしっかりとる必要がある。

あると思う。未委託の里親家庭において、実際に子どもを養育できない事情というのは公表する必要はないと思うが、その状態のまま放っておくことはよくないと思う。広報の問題とも関連するが、いつまでも委託のない里親家庭が地域にそのまま残っていると、「あなたは里親になったんじゃないの、いつになったら子どもが来るの」というように思われて、間違いなく地域でネガティブキャンペーンになってしまうと思う。

- ・里親家庭において、一時的に子どもが養育できない事情がある場合は、家庭訪問等の調査ですぐわかるため問題ないと思うが、何度打診してもそれに応えることなく、登録だけは更新し続けるということについては、里親制度のマイナスイメージにもつながるし、家庭訪問や更新調査にかかるコストや労力もかかってしまう。

○座長

- ・マネジメント体制と未委託の里親家庭についての再検討について意見をいただいたが、これについて他のご意見を伺いたい。

○委員

- ・いくつか教えてもらいたいが、資料2の「こども家庭センターの体制」に関する記述で「スキル」とあるが、具体的にどのようなことを言われているのか。
- ・また、計画的な育成について、どのような計画を持たれているのか。
- ・さらに「未委託となっている里親の意向や状況をあらためて確認」とあるが、いつまでに誰が責任を持って確認するのか、確認した後、誰がいつどのようにして開示していくのか、について考えがあれば伺いたい。

○座長

- ・一つめの「スキル」については、具体的な相談支援にかかるソーシャルワークのスキルだと理解しているが、事務局としてはどうか。

●事務局

- ・その通り。

○座長

- ・二つ目の「計画的な育成」について具体的な計画があるかという点についてはどうか。

●事務局

- ・「資料2」は、前回の検討会でいただいた意見をまとめたものであり、これを受けて今後のあり方について検討している段階であり、具体的な計画も含めて、これから検討していきたいと考えている。
- ・三つ目の未委託里親にかかる取組についても同様である。

○座長

- ・事務局としては、これから、現状を含めてさらにブラッシュアップしていきたいということだと思う。
- ・里親の認定や更新のプロセスにおいて、具体的に里親委託する子どものイメージを実際に持てるのかどうかというところは厳しく検討しながら認定していく必要のように思う。
- ・別の自治体で、里親の広報を一生懸命にして希望者が増えたとしても、具体的に委託する子どものイメージがわからない、そういいながら実は委託率が高いわけではない、という話を聞いたことがある。そのため、里親の必要性を里親を

希望する方にも伝えながらイメージをすり合わせていくことが必要な視点になってくると感じた。

○アドバイザー

- ・未委託里親の関係で、1年間の新規登録里親世帯数と、そのうち養子縁組を希望しない「純粋な養育里親」がどれぐらいいるのかということがわかれば教えていただきたい。

●事務局

- ・確認のうえ、後ほどお伝えさせていただく。

○委員

- ・里親家庭で子どもを養育するにあたり、地域資源・環境が整っていない状況が深刻であればあるほど、里親委託率は下がると思う。過去に比べて、共働き世帯や核家族が増えていて、多世代世帯は減っていることもあり、これから里親家庭として稼働できる家庭は減ってくるはずである。とすれば、大人として子どもにかけられる手の数が減っていくので、地域資源が充実していかなければ、家庭養育や情緒的なつながりをつくるための環境整備ができないのも明らかだと思う。
- ・例えば、共働き世帯で、この2時間だけどこかの拠点で子どもを預かってくれるのであれば養育できる、というようなときに、対応できる地域資源があれば、里親委託ができる家庭がもっと増えるのではないかと、といった分析をする必要もあると思う。
- ・神戸市の状況として、保育所の利用にあたって里親養育をするための加点などはされているのか、里親家庭だからこういうサービスを受けられるといった制度があるのかを教えていただきたい。

●事務局

- ・保育所の加点制度については、現状として加点制度そのものはないが、個々の状況に応じて、児童相談所の職員と区役所の保育所担当の方で協議をしながら入所の調整をしているという実態はある。

○委員

- ・例として保育所の利用ということを考えると、里親家庭に限らず、保育所が利用できれば助かる家庭がいっぱいあることから、そういった他のケースとの差別化はしない、劣等処遇はしない、というところが、社会的養護の里親制度については、まだまだ限界点なのかと思う。
- ・おそらく、そのような劣等処遇はしないという視点で里親家庭に地域資源を投入しようとする、と、里親委託できる方はほとんど増えないと思うので、やはり社会的養護だから特別扱いするという姿勢は必要だと思う。先ほど理念の話もしたが、行政としての姿勢やリーダーシップで変わっていくということは、福岡市の過去20年以上の取組をみて感じるところがある。

●座長

- ・自分自身の経験としても、保育所の入所要件として、「児童相談所が特に認める場合」として里親の場合も含めて保育所利用を促していくと、乳幼児の委託と保育所の利用がセットで可能になるため、かなり養育の質は上がってくると思う。逆に、旧来型の、それは保育に欠ける状況ではないという理解で里親委託を進めていくと、保育に欠ける状況をつくるために働かなくてはならず、と

ても大変だと思う。

- ・乳幼児の里親委託を進めていくためには、保育所や、保育所でなくても色々な形で地域で預け合えるような環境ができてくると良いと思う。

●事務局

- ・先ほどご質問をいただいた里親世帯の年間の新規登録数について、令和5年度では、養育里親が21世帯、親族里親が3世帯であり、養育里親21世帯のうちの8世帯が同時に養子縁組里親としても登録されているため、これを差し引くと「純粋な養育里親」の新規登録数は8世帯となる。

○アドバイザー

- ・要するに、新規の養育里親登録世帯のうち、半数以上が養子縁組前提の里親であるということだが、福岡市でも、純粋な養育里親として委託された子どもがいずれ実親の元へ戻る、または18歳までずっと長期に養育里親として委託をうけるといったケースの方がずっと少なかったような時代があった。
- ・そこへ新たに、先ほどからご紹介いただいているNPO法人がフォスタリング機関として福岡市で活動するようになって、福岡市としても広報に非常に力を入れて、リクルートも積極的・戦略的にしてもらって、ある年度から、純粋な養育里親が養子縁組里親よりも登録数が逆に多くなり、どんどん増えて年間20世帯、30世帯になっていったという経緯があった。
- ・今後、里親委託を推進していくためには、新しい養育里親が毎年一定数必要になってくるので、「純粋な養育里親」をどのように増やしていくのかというのが本当に重要な課題だと思う。先ほどの説明にあった年間8世帯の新規登録では、里親委託推進の計画をつくったとしてもキャパシティが足りなくなるおそれがあるので、広報やリクルートに対する何か必須的な変化が必要かと思う。

○座長

- ・それでは、資料2の最後の2つの項目について、ご意見を伺いたい。

○委員

- ・里親家庭に対する養育支援について、里親養育の充実は、ケアワークの担い手である里親とソーシャルワークの担い手である支援者や地域関係の両輪にかかっていると思う。公的養育をしていく環境で担うからこそその特殊性だと思うが、支援者や地域の社会資源というものがほとんど組織であるのに対し、里親家庭が個人であることから、個人と組織の協働となったときにどこかでひずみが生まれるという難しさがある。
- ・このひずみについて、頑張っって信頼関係やエンゲージメントをつくりながら、子どものためにという一つの大事な理念のために進もうとしても、組織の中では情緒的な部分も含めて吐き出すことができるかもしれないが、里親家庭は個人というところもあり、組織では受け止められない。
- ・そのために、個人同士の横のつながり、ピアのつながりをしっかりと用意しなければ、つぶれてしまう里親さんも出てくると思う。ケアワークの担い手、ソーシャルワークの担い手に加えて、第三局としての子のつながりの中で、里親が思いを吐き出すことができ、それを否定したり、ダメな里親だと評価されないつながりを、泥縄にならないように今の時点から用意していくことが必要だと思っている。
- ・今後の取組については、記載のとおりで良いと思う。

○座長

- ・今後の取組も含めて、里親家庭に対する支援の在り方、ピアのつながりをどう組織的に作っていくのかという課題認識だったかと思うが、これについて他の意見等を伺いたい。

○委員

- ・里親同士の支え合いや同じ立場の子ども同士のつながりの重要性を認識して、自分が所属する法人においても、昔から、キャンプでの仲間づくりをしたり、里親サロンをしたりして、そういうものがあって成長してきたという長いつながりがあるが、最近は運営のしにくさも感じている。
- ・昨日も、元里子が、何十年ぶりに助けを求めて連絡してきたが、そういうときに、そこに行けば教えてくれる、誰かをつないでくれるということをやってきたが、いろいろな資源ができてきた中で、そういうものをどのように活かしながらやっていくのかが難しいと感じている。

○委員

- ・今のお話にあった法人の取組や存在については、里親にとって安心感を与えてくれて、とても大事だと感じている。
- ・里親を増やすこと、増やしてからケア、里親になったらこういうところがある、こういう人がいて、この人に頼んだらいいんだよ、といった一つのストーリーがあればいいと思う。

(2) 神戸市社会的養育推進計画における「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」に関する検討事項について

●事務局

資料3、参考資料3により説明（省略）

○アドバイザー

- ・アドバイザーとして、福岡市の経験を基に話をさせていただくと、乳幼児の委託を推進するということは、要するに、養子縁組ではなくて、実親家庭に戻るまでの一定期間の養育を担う里親をどう増やして、どう支援するか、また、実親の家庭に戻っていくプロセスにおいて、交流をどう支援して、家庭をどう支援していくのか、ということの相対ではないかと思う。
- ・そう考えると、先ほどの説明にあったように、年間の「純粋な養育里親」の新規登録数が8人で、新たに委託する乳幼児が5人というのは納得できるが、今後、毎年新たに乳幼児を10人、15人、20人と委託していくという場合は、その分委託可能な養育里親を増やしていくことが絶対に必要となる。
- ・そのためには、今までの広報・リクルートのやり方を根本的に変えていくようなやり方をしないとなかなか実現できないというのが、福岡市での経験である。
- ・2016年に、先ほどから紹介されているNPO法人にフォスタリング機関を委託して、乳幼児だけに焦点をあてた里親のリクルートを積極的に実施してもらい、それまで児童相談所だけでやってきたリクルートや普及啓発だけでは到底開拓できなかった様々な養育里親を開拓することができて、乳児院で里親家庭での養育を待っていた子ども達を次々と里親家庭に措置変更することができた。

それだけではなく、一時保護委託の段階から、乳児院ではなく、里親家庭に委託できたという経験をしている、

- ・そのため、リクルートや広報戦略をガラッと変えることによって、一定数の委託可能な養育里親を確保していくということが必要になると同時に、その新規の里親の方々を本当にきめ細やかに支援していくという両輪が絶対に必要だと思う。
- ・これに加えて、実親との交流支援や家庭復帰支援、委託を解除された里親に対するアフターケアも非常に重要であり、そこはまた児童相談所のケースワーク機能をもっと強化していくことが必要になると思う。
- ・この3点がそろえば、資料にあるような毎年5人ずつ委託児童を増やしていくということは、乳幼児については実現可能だと思うが、結局その3点がそろえるかどうかは問題であり、それが順調にそろえるまでに1年～3年ぐらいかかるかもしれないが、一旦軌道に乗るとそれが実現するのではないかと思う。
- ・学童期以降の里親委託については、別の発想が必要になると思うので、もう少し考えて、後ほど発言したい。

○座長

- ・乳幼児の里親委託について、前提条件がいくつか必要ではあるが、頑張れば目標達成は無理ではないというメッセージをいただいたかと思う。他のご意見も伺いたい。

○委員

- ・乳幼児の委託が進みにくい主な理由を、児童相談所としてどのように考えているのか。

●事務局

- ・今は、全体的な課題として実親の同意が取れていないということがあるが、専門的な支援が必要という理由で乳児院に入所している子どもも多くおり、現状として、この子は発達に課題があってもなかなか養育が難しいという場合は、乳児院にお願いするという流れがあると思う。
- ・今後、発達に課題がある子どもでも里親家庭へ委託して、委託後にその里親家庭への支援をきっちりしていくことができるようになれば、そのような発想で取り組んでいくこともできると思うが、現状ではまだそこまでできていないことと、入口となる実親の同意を取るところで苦戦している。

○座長

- ・里親委託が進まない理由の一つに、やはり実親の同意がなかなか取れないということは根強くあると思うが、アドバイザーからご意見をいただけるか。

○アドバイザー

- ・先ほどお話しした実親との交流支援や家庭復帰の支援と同じように、児童相談所のケースワーカーのスキルや専門性、理念の共有というところが重要だと思う。
- ・福岡市の経験でも、過去になかなか実親の同意がとりにくいということがあったが、個々のケースワーカーが里親養育の必要性や重要性、子どもにとって一番重要なことは何かということ、自信と説得力を持って説明していくことが必要かと思う。
- ・また、実親の同意書についても、こども家庭庁のホームページにも載ってい

るのでご存じかもしれないが、里親か施設かという同意書ではなく、全部ひっくるめた児童福祉法第27条第1項第3号に関する同意書という形でもらっている。これで同意のサインをもらえればどちらでも措置が可能になる。

- ・実親の中には、私は里親よりも施設がいいですという方もおられるが、個々のケースワーカーが丁寧に説明して、里親に預けることで子どもが取られるとか、ずっと会えないということではなく、交流の支援も保障していくし、計画的に家庭復帰支援を進めていくということを伝え、実際に実施していくということで、大体の場合には同意を取っていいのではないかと、経験上は思っている。

○座長

- ・結論的にはケースワーカーのスキルだということかもしれないが、個人的には、リスクの高い子どもは最初に乳児院に預けてから同意を取るといった二段階システムのような形になると、より同意を得るのが難しくなるのではないかと思うので、まず里親に一時保護委託や正式な委託をするところからスタートできるかどうかということが大きいのではないかという印象を持っている。
- ・神戸市では、そういったことが徹底できているのか、それはまだまだ課題だということか、状況を伺いたい。

●事務局

- ・実情として、ファミリーホーム等には一時保護委託をお願いすることもあるが、里親に一時保護委託をお願いするケースは少ない。専門性のある施設をお願いする方が安心できるということと、一時保護委託の場合はマッチングの期間がないので、いきなりお願いするのが難しいと考えており、結果として一時保護委託経験のある里親が増えていかないのでは、悪循環な面はあると思う。

○座長

- ・そのあたりの具体的なオペレーションも含めて検討していく必要があるという印象を持っている。

○委員

- ・何度か申し上げたが、マネジメントが非常に重要で、そこに必要なものは理念であると考えている。
- ・国が、里親委託率の高い地域を比較した資料を時々公表しているが、福岡市や静岡市のような例外は一部あるものの、ざくっと見ると、里親委託率と施設の充実度は相関関係があるように見える。良いか悪いかの話ではなく、施設の充実度や養育技術、組織力が非常に重要で、措置権者としてどちらを選ぶかということはどうしても出てくると思う。
- ・ただ、推進計画において、里親委託率が75%、50%という数字よりも、個人的により重要だと考えているのは、各自治体で里親家庭が必要だと思われる子どもの数の算出の数式が出てくるが、あれによって、その地域がいかにかその地域の子どもたちをしっかりとアセスメントして分析しているのかがわかる。
- ・そこには何の根拠もない数字は出てこないと思うので、本当に子ども一人ひとりを見ていって、その子どもには何が必要なのかを考えると、施設も里親も地域も一丸となって、その子どものニーズに応えるためにありとあらゆる努力をしていくということがあると思うし、そこに実親の同意というものも含まれると思う。

- ・なぜかというところ、この子どもがどこに属していようとこれが必要だということ、皆が共通して、神戸市ではこれだと言える理念をしっかりと示していくことが大事で、家庭養育優先の原則でいくなれば家庭復帰や親子関係再構築を目指していく中で、それまでの間どこでこの子どもが育まれるべきなのかということ、それを共有して、施設、里親、児童相談所、地域が一丸となって、実親の説得も含めてやっていく必要があると思う。
- ・こうしたことは児童相談所だけの仕事ではないが、児童相談所の専門性や力が問われるところであり、それを今よりも強化していくということで、目標の数字が出てくるのかと思う。
- ・また、先ほどの説明で、新規登録里親の20世帯のうち8世帯が「純粋な養育里親」であるとのことだったが、この20世帯の方々がどのような思うで里親家庭になることを決断されて、そのような生き方を選んだのかというのは決して無視してはいけない話であり、地域での里親のイメージに大きくつながっていくと思うので、二重登録をされている方々のしっかりしたアセスメントが必要だと思う。
- ・また、先ほどのアドバイザーの話にもあったが、神戸市の人口規模を考えると、「純粋な養育里親」の新規登録数が年間8世帯というのは少し厳しいと思うので、どういう形でそれを増やしていくのかを考えていく必要があると思う。
- ・20年間、30年間と里親をされている方のことは本当に尊敬するが、そういった方々をこれからも期待していくというのは、戦略的に難しいと思っており、10年や15年のところで充実して辞めていくというサイクルをつくっていくのであれば、そのリタイアする里親数も考慮してリクルートをしていく必要があると思う。

○座長

- ・子どもにとって本当に何が必要なのかということ、しっかり見てほしいというご意見と、里親の稼働年数のようなことを一定検討していく必要があるというご意見だったと思う。

○委員

- ・やはり生き方なので、私は死ぬまで子どものために、という方も一定数はいらっしゃると思うし、本当に尊敬するが、そういう方を最初から戦力として期待していく、つまり一旦里親になったら20年間やってくれるという考えでは難しいと思う。
- ・里親という生き方を選んだとき、一度始めて、子どもの育ちに喜びを感じて長年それを繰り返すということはあると思うが、子どもの利益にかなう形で短期の委託を繰り返して、私はやり切ったという方々が一定数いてもいいと思うし、そういう方が地域で生身の情報として「こういう里親もあり」という発信はできると思う。
- ・そういうことを考えると、一定年数でリタイアされるということを想定して、リクルートの件数は考えた方が良く思う。

○座長

- ・ここにはいないが、子どもの意見というものが大事だと思っており、委託された先で親子に見えるというのは子どもにとって重要で、授業参観に来てもらったときに、親に見えるか、おじいちゃん・おばあちゃんに見えるかというのは

違うと思うので、自分自身も里親としての年齢を考える必要があるなと感じたが、里親のリタイアという点まで含めた検討がされることはあまりないようなので、新しい視点だと思った。

- ・次に、就学以降の児童の里親委託について、どう言った戦略が考えられるかという意見を伺いたい。

○委員

- ・先日ある研修で思春期の子どもの発達について学ぶ機会があったが、そこで、子どもの発達や年齢が進むにつれて、家庭できることは自ずと減ってきて、外から学んでくることのボリュームが増えていくという話を聞いた。
- ・そうすると、学齢前の子どもが里親家庭にいるときには、里親が子どもと色々と関わりをつくって、遊びに行ったり共に時間を過ごしたりというのが多くの方のイメージだと思うが、学齢期から思春期になると変わってくる。
- ・学齢期から思春期と徐々に進むにつれ、家の外で学んだり獲得したりすることが増えるが、獲得してくるプロセスで当然疲れたり、くたびれたりして、家に帰ってきたら荒れて、里親にぶつけてくる、ということになるので、そういったことが里親の役割で、何かを身につけさせるより、安心できる居場所を提供することが、学齢期以上の子どもの里親に求められるポイントになるということは、何か発信できるのではないか。
- ・とにかくそこにいてくれればいいと言っても、里親が、子どもにとって安全な場所としてそこにいてくれるということは、とても重要で、簡単なことではなく、メンタル的なコントロールも必要になるが、それが里親の役割になるということを発信して、それならやってみたいという方々も一定数はいるのではないかと思った。

○座長

- ・乳幼児の里親と就学以降の里親では、メッセージを変えていく必要があるということかと思う。

○アドバイザー

- ・いろいろな里親と出会ってきたが、乳幼児の里親になろうとして登録される方と、学齢期の子どもの里親になろうという方はやはり異なるという印象があって、学齢期の子どもの里親になろうという方は、もともと学校の先生や、施設の職員や、学童保育に関わっていたり、実子を養育してきた方などが多いと思う。
- ・乳幼児の里親については、広報やリクルートすることで一定数集まってくるが、学齢期の里親希望者はそれほど一度に集まってこないなので、粘り強く広報・リクルートをしながら少人数でも開拓していく必要があるかと思う。
- ・最初から難しい思春期の子どもの里親になるのはなかなかできないので、そういう関心のある方を、少しずつ短期の養育里親から長期の養育里親を目指したり、小学校低学年からはじめて、次は高学年というように、里親自身が自信をつけて養育できるように支援、育成していくという戦略が必要かと思う。
- ・先ほど、児童家庭支援センターの役割について話があったが、児童家庭支援センターは地域の支援もしているなので、独自の広報やリクルートをその地域で展開していくということもあっていいと思う。神戸市や里親支援センターが神戸市全域でやるのであれば、児童家庭支援センターは所在している地域でやって

いくというのもあり得ると思う。

- ・福岡市で言うと、先ほどよりご紹介しているNPO法人が福岡市の中央部にあって、そこを中心にリクルートをしていく中で、別の区にあるNPO法人がその区を中心に普及啓発や里親のリクルートをしていったという経緯もあり、お互いに競争しながらやっていくということは可能かと思う。
- ・それから、学童期以降の里親委託推進について、施設入所中の子どものケースワークをあらためて見直すことも重要だと思う。福岡市では、2016年に施設に入所している子ども全員について、個々のケースワーカーが、その子どもが18歳まで施設にいる子どもなのか、家庭復帰ができないのか、親族に打診して親族宅への引き取りができないのか、それも難しい場合は里親や養子縁組はできないのかをしっかりと調査して、子どもの意向も含めて、子どもにとって最善の選択肢は何かということをもとに、一人一人のケースワークを一から見直したということをやっている。その中で、これまで家庭復帰のケースワークがあまりできていなかったり、里親委託を諦めていたケースが発見されたりすることもあったので、そういった取組も必要かと思う。
- ・三点目として、前回、神戸市では週末里親が非常に盛んと聞いたが、その中には、その週末里親のところには正式な措置ができる子どももいるかもしれないし、週末里親をしている人を里親登録につなげて正式な措置にしていくとか、そういうところを取り組むことも一つの方向性だと思う。
- ・資料3に里親支援専門相談員の見直し後の業務の(1)として、所属施設の在籍児童の里親等委託推進とあるが、これはとても重要で、福岡市でも、特に児童養護施設の里親支援専門相談員の方をお願いしてきた。
- ・施設の子どもが里親家庭に措置変更されていくのはなかなか難しいプロセスではあるが、これが一番できるのは施設のケアワーカーや里親支援専門相談員であると思うので、神戸市としてはここをぜひ取り組んでいただくと良いと思う。
- ・施設の方は、週末里親や、地域で里親さんになれるような方も把握しているかもしれないし、子どもの状況、里親候補の方、実親のこともよく知っているので、学齢期の子どもを施設から里親に措置変更していく一番有力なマンパワーは、施設の職員ではないかと思う。
- ・可能であれば、児童養護施設から里親に措置変更される子どもが何人ぐらいいるのか、もしわかれば後で教えていただきたい。

○座長

- ・学齢期以降の子どもの委託をどう進めていくのかについて、様々なアイデアや神戸市での今後の取組などに関する貴重な示唆であったと思う。

○委員

- ・神戸市の児童養護施設に入所している子どもで、季節・週末里親を利用しているのは現在43人であるが、その中で里親委託ができるのではないかというケースについてこども家庭センターの担当者に相談したことがあるが、子どもに課題があるという理由で断られたことがある。
- ・先ほど理念の共有の話があったが、こども家庭センターとしてそうしたことをもっと積極的に進めていこうという理念を全体で共有してもらいたい。

○座長

- ・週末・季節里親から里親委託にどうつなげていくかについて、もっと積極的

に進めてほしいということであり、先ほどのアドバイザーの話にあったように、あらためて調査をして里親委託につなげられないかを見ていったり、課題があるのであればそれをどう支えていくのかもあわせて検討しながら委託につなげる努力も必要かもしれないと思う。

○委員

- ・思春期の学童期の子どもの委託について、その年ごろは本当に難しいと思うので、里親支援専門相談員か里親支援センターかわからないが、伴走してくれる人、一緒に見ていきますよというサポートが必要だと思う。
- ・思春期や学童期に里親家庭に迎えて自立させていくことになるのだが、施設には自立支援のための職員が配属されているが、里子の自立支援についてどのような考えがあるか伺いたい。里親支援専門相談員が施設に関わらずそういうサポートをするということでは動いていると思うが、子ども達が出身施設以外の支援員に相談に行かなかつたり、里親家庭の子どもについては、里親ももちろん支援しているけれども、親子では難しかったり、第三者的な立場での支援の必要性は強く感じている。

●事務局

- ・自立支援について、現在は全体のコーディネーターを配置して支援するシステムというものはなく、個々の里親支援専門相談員や児童相談所の職員が、状況に応じて支援をしている。
- ・例えば、本年度から、昨年度まで実施していた「社会的養護自立支援事業」が「児童自立生活援助事業」に組み替えられており、この事業の「Ⅲ型」を里親やファミリーホームに担っていただくことになるが、これについても、ガイドラインに沿って、児童相談所の職員が自立支援計画を作成して支援することになっている。
- ・このように個々の状況に応じて支援はしているが、支援体制の構築については課題だと思っている。

○座長

- ・二つ目の、里親支援業務の包括的な実施体制の議論に移りたい。神戸市にはたくさんさんの里親支援機関があるが、これをどういった形で有機的に結びつけていくことができるのか、近い将来に里親支援センターを展開していくにしても、マネジメント体制がなければなかなか機能していかないので、そうならないようにどうしていくのか、等についてご意見をいただきたい。できれば、施設の役割をどうしていくのかといったところを伺いたい。

○委員

- ・今の段階でどうかと言われても難しいところはあるが、施設とか児童家庭支援センターとがどのような関係性かということ、皆がばらばらに、それぞれで何かやっているといった感じである。以前にもお話ししたが、里親支援専門相談員がそれぞれの施設の組織の中において、その土壌がそもそもの施設の考え方によって動いているところが、動きが活性化しにくい一つの要因であるかとは感じている。
- ・可能かどうかはわからないが、神戸市の場合は全体で動こうとしても大変で、動きも悪いので、それこそ児童家庭支援センターを中心に各施設の里親支援専門相談員がある程度チームになって動くというような体制にして、児童家庭支

援センターがより専門性が高いとすれば、そのマネジメントや統括するような役割を担うことができないかと考えることはある。

- ・現状の、各施設に一人の里親支援専門相談員が、ばらばらと活動している状態のままでは、多分前には進まず、専門性も向上せず、実質的な支援やソーシャルワークの面でも課題があるので、個人で活動している状態を何とか解消していけないだろうかと考えている。

○委員

- ・児童養護施設も同じような形かと思うが、乳児院・児童養護施設・里親支援機関のそれぞれの立場でとして様々な活動をしているものの、誰が音頭を取っているのかというところは非常に難しく、改善する必要性は強く感じている。

○座長

- ・今地域にある施設や団体等の支援者をどのように組織化してマネジメントしていくのかという点が、共通の課題認識としてあると思う。

○委員

- ・国が里親支援センターの設置を推進しているが、神戸市としての方向性や計画はどうなっているのか教えていただきたい。

●事務局

- ・この検討会でその辺りも含めてご意見をいただきながら検討したいと考えており、また他の自治体の状況等も参考にしたい。
- ・兵庫県ではすでに設置されている地域もあり、先日、西宮の里親支援センターを視察させてもらったが、兵庫県の西宮児童相談所の管轄であるこの地域は、もともと里親支援機関が一つしかなく、その里親支援機関が里親支援センターをされているということで、とても分かりやすい構図だと思った。
- ・神戸市にはたくさんの里親支援機関があるという現状の中で、どのようにその役割を整理すればよいのか、将来的に里親支援センターを設置した時にどのように連携すればよいのかというところがかなり難しいと考えており、そこも含

○委員

- ・神戸市に里親支援機関が全部で21ヶ所あるというのは強みだと思うが、これを増やしてきたプロセスはどういったものだったのか、どういう理念の下に何を目指して増やしてこられて、何を得たいという働きをしていて、その達成度合いはどの程度のものなのかということ、教えていただきたい。

●事務局

- ・理念とか将来のビジョンを描いたうえでこれだけ里親支援機関を増やしてきたとか、将来的にこういう形で連携をしていくという点については、そこまで明確に具体的なイメージは持っておらず、ただ、各施設に里親支援専門相談員が配置されれば、その施設に入所中の児童から里親委託へ措置変更することも進みやすくなるだろうという趣旨であったと思う。

○委員

- ・施設から家庭養育、養育者のつながりということを目指すための里親支援専門相談員、里親支援を増やしてきたとうことは、子どもにとって間違いなく利益になる部分もあり、目的としてはしっかりしていると思う。
- ・先ほどアドバイザーからも質問があったが、施設から里親家庭への措置変更という流れについては進んできているのか。

●事務局

- ・先ほどのご質問の件で数字を確認したが、昨年度の乳児院から里親へ措置変更を行った子どもは5人であった。その他についてはあらためて確認しておく。
- ・乳児院や児童養護施設から里親家庭に措置変更する難しさとして、もともとの入所の際に実親の同意が施設入所についてしか得られておらず、かといって家庭復帰もなかなか難しい中で、ケースワーカーから実親に話をするが、その時にこちらの趣旨が伝えきれていないこともあると思うが、結局そこで同意を得ることも難しくなっていたため、本日いただいたご意見等ももとに、説明の仕方や同意の取り方についても考えていきたいと思う。
- ・たくさんの方の里親支援機関を設置して進めてきたことの評価としては、決して順調と言える状況ではなく、課題もある中、やり方については見直しが必要と考えているのが現状である。

○座長

- ・今後、里親支援機関ごとの強みが何かということ、それぞれが自覚したり、確認したりする作業が必要だと思う。一方で、その支援機関に求められるものが何かというところをすり合わせながら、全体としてどういった支援体制、マネジメント体制を作っていくのかということを検討していくことが必要かという印象をもった。

(3)その他

○委員

- ・里親への一時保護委託について、なぜ進まないのか、どのような課題や問題があるのか教えてほしい。

●事務局

- ・一時保護は緊急度が高く、例えば夜間に急に一時保護委託が必要になることがあるが、施設の場合、どういう職員がいて、どういう子どもに対応できるというのがすぐに分かっているため、施設に委託することが多い。
- ・委託経験のある里親やファミリーホームには、一時保護委託をお願いすることもあるが、養育経験のない未委託里親に一時保護委託をお願いすることについてはなかなか課題も多く、里親自身も躊躇されることもある。
- ・国は一時保護委託についても里親・ファミリーホームへの委託を優先して考えることを明確に示しているため、神戸市が一時保護委託可能な里親をいかに把握していくかが今後の課題だと思っている。

○アドバイザー

- ・この検討会について、今後のスケジュールや、先ほど提案があった里親支援センターの在り方が今後課題になるのかどうか等、見通しを教えてください。

●事務局

- ・この検討会については、年4回程度実施する予定で、次回の第3回は9月11日に実施予定であるが、第3回では、今日の意見を踏まえ、里親委託の推進にかかる神戸市の社会的養育推進計画の記載内容及びその背景についての考え方を案として示したうえで、意見を伺いたいと考えている。
- ・里親支援センターについては、この検討会の中で御意見をいただきたいが、設置に当たって課題となっている点をどのように神戸市としてクリアしていくの

かというところが先にあるかと思っている。

- ・本日の検討会で整理し切れなかったところも含めて、第3回、第4回で整理し、方向性についてご意見いただいた上で、ある程度まとめたいと考えている。

○アドバイザー

- ・第4回目で、この検討会の成果物として取りまとめた文書を出す予定はあるか。

○事務局

- ・社会的養育推進計画として策定するもの以外に何か作成することについて、具体的な想定はしていなかったが、折角このような場を設けて委員の皆様から様々なご意見をいただいているので、今後取り組むべき課題として明確にして整理したいと思う。

○座長

- ・神戸市の里親委託を進めるために必要なメンバーに集まっていたいており、最終的には、第1回目で挙げられた課題について今後の方針としてまとめたうえで、数年後に検証できるような内容として残すことがこの検討会の価値になると思うので、次回以降にしっかり議論することができればよいと思う。